

介護保険運営協議会

第1回 (R4.8.4) 資料2-2

## 令和4年度 地域包括支援センター事業実施計画

1. 地域包括支援センターの人員体制

P 1

2. 各センターの年間事業実施計画書

P 2

地域包括支援センターの人員体制

令和4年度4月1日現在

(単位:人)

地域包括支援センター名	包括的支援事業						指定介護予防支援等					
	保健師		社会福祉士		主任ケアマネジャー		ケアマネジャー		社会福祉士、高齢者保健福祉に相談業務に3年以上従事した社会福祉主事		看護師	
	保健師	保健師に準ずる者(注)	社会福祉士	社会福祉士に準ずる者	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
地域包括支援センターかごわ	3	2					2		7	5	1	1
地域包括支援センターのべち	1	1					2		5	6		
地域包括支援センターひらおか	2		3				2		7	4	1	
地域包括支援センターかごわ南		2	2				2		6	4		
地域包括支援センターかごわ北	1	1	2				2		6	2	1	2
地域包括支援センターかごわ西		2	3				2		7	2	5	
合計	4	0	9	0	13	0	0	0	12	0	38	23
										8	3	0
										2	1	1
										0	2	1
										1	1	1

(注)保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師は含まない。)

【かこがわ】

(様式第1号)

## 加古川市地域包括支援センター一年間事業実施計画書

(令和4年4月1日)

## 【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ		事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	〒675-0066 加古川市加古川町寺家町57-1		電話: 079-429-6510 (直通: 代表) FAX: 0749-429-6514 (直通: 代表)	
併設施設	鹿児の郷居宅介護支援事業所かこがわ			
センター長	[REDACTED]		指定介護予防支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯	対応者	担当職員

## 【職員体制】

包括的支援事業	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	"	[REDACTED]	[REDACTED]
	"	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	"	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	"	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	[REDACTED]	-
	(兼務)認知症地域支援推進員	[REDACTED]	-
指定介護予防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1人
	"	[REDACTED]	0.4人
	社会福祉士	[REDACTED]	1人
	看護師	[REDACTED]	1人
	"	[REDACTED]	1人
	事務職員	[REDACTED]	1人

**【基本方針】****【総合相談・権利擁護】**

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していく事ができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者的心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の関係機関及び制度の利用につなげる等の総合相談支援業務を実施する。
- ・困難な状況にある高齢者が地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者虐待への対応、困難事例への対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止等に取り組み、高齢者の生活の維持に努める。

**【包括的・継続的ケアマネジメント支援】**

- ・地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

**【在宅医療・介護連携】**

- ・在宅医療・介護ニーズの高い高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事が出来るよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者等の関係者、在宅医療・介護連携支援センターとの連携に努め、市や関係団体と共に働く。

**【生活支援体制整備】**

- ・生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置されたささえあい協議会、それを運営する社会福祉協議会（以下「社協」という。）、生活支援コーディネーターと連携する。

**【認知症総合支援】**

- ・認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。

**【地域ケア会議】**

- ・地域ケア会議を通して、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援や、医療・介護の専門職、地域の支援者等多職種による地域ネットワークを構築し、個別ケースの支援及び地域課題を把握する。

**【一般介護予防事業】**

- ・地域の高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、生涯現役の地域づくりを目指した介護予防推進の啓発に努める。

**【家族介護支援】**

- ・現在介護をしている、また介護をする予定のある者、介護や介護予防に関心のある者を対象に、介護者のつどい（介護者ほっとカフェ）を開催し、認知症への理解や介護者の負担軽減とリフレッシュを図ると共により良い介護の継続が行えるように努める。

**【予防給付】**

- ・介護保険における要支援者や、介護予防・生活支援事業サービス事業における基本チェックリスト該当者に対して、利用者の意志及び人格を尊重し、心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。また自立支援や重度化防止に資するケアマネジメントにあたり、利用者本人の日常生活の目標を明確にするとともに利用者本人の意欲を引き出し、自主的に取り組みが行えるよう支援する。

## 【年間事業計画】

## 【総合相談・権利擁護】

地域の総合相談窓口として、地域のフォーマル・インフォーマル社会資源及び地域住民の実態の把握に努め、保健・福祉・介護等に関する相談を受け適切な助言支援を行い問題解決に取り組んでいく。解決にあたっては高齢者の権利擁護と自立支援の視点にたち、地域におけるネットワークの活用や、必要に応じて地域ケア会議を開催し地域課題を各関係者と共有していく。

地域住民や各事業所にむけて、成年後見制度や消費者被害、高齢者虐待防止等の啓発活動を行っていく。成年後見制度については成年後見支援センターとの連携を密にし、協働して適切な制度につなげられるよう努める。在宅サービス事業所に対しては包括合同及び各包括で、「高齢者虐待防止出前講座」を行う。昨年度より在宅サービス事業所、居宅介護支援事業所において虐待防止委員会を設置していく方向性となり、虐待の通報窓口の周知や出前講座を効果的に行うことで、顔の見える関係性づくりに努めたい。また4回発刊している広報紙「地域包括かこがわ便り」を引き続き活用するとともに、ICTを活用した情報発信にも努め、地域包括の活動や情報提供を通し身近な相談窓口として周知し、顔の見える関係づくりに努める。

高齢者はもとより、障害、子ども、生活困窮など複合的な課題や重層的な課題のある事例に対しても、ワンストップ窓口、横断的な対応に努める。

令和2年度より氷丘公民館で開催している「出張あんしん相談会」を引き続き年12回実施する。(原則毎月第4木曜日、10:00~11:00) 介護保険に関することのほか、地域での生活における困り事など、様々な相談に対応する。身近な氷丘公民館で相談会を開催する事により、相談窓口に行きづらい地域住民のニーズを早期発見、適切な支援にお繋ぎし、住み慣れた地域で自立した生活ができるように努めていく。主たる担当者を主任介護支援専門員、社会福祉士とし、必要に応じて保健師・看護師による健康相談・脳の健康チェックを実施する。また氷丘地区担当の生活支援コーディネーターに協力依頼し、地域支援や生活支援体制の充実を図っていく。また継続して広報にも力を入れ、より地域に根差した相談窓口として活用してもらえるよう努める。

- ・ワクチン接種や、コロナ感染症発症した際の対応策など刻々と方針も変更となるため、適時正しい情報提供を行い、市民の不安軽減に努め周知・啓発を行っていく。また集団免疫の効果を検証しながら地域の実情にあわせ、BCP対策の一環として6班体制のテレワークの継続及び感染症対策等を徹底し、地域包括支援センター(以下「包括」という。)の機能が低下しないよう努める。
- ・コロナの感染拡大が定期的に起こっており、状況をみて参考型の事業をオンラインに切り替えて開催していく。高齢者のICT利活用に対する支援も求められ、ブログの発信からオンラインミーティングへの参加支援など、デジタルデバイドの解消とコロナ禍でのつながりづくり、介護予防も意識して支援していきたい。

## 【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域包括ケアシステムを推進するうえで、地域の介護支援専門員と相互の役割や専門性の理解を明確にし、よりよい役割分担と連携が図れるよう、介護支援専門員の要望や実情に合わせた研修会を開催し、ケアマネジメント力の向上を図る。
- ・加古川町内の介護支援専門員に、年間を通して知識の向上やケアプラン作成時に必要な課題等をわかりやすく、また多様な連携支援を目指し、以下の研修会を予定している。

4月20日(水)「自立支援の考え方・捉え方」

加古川・播磨町リハ専門職連絡会に依頼し、自立支援とは何か、その理念やポイントなどの講義を受ける。

6月23日(木)「加古川町内の民生委員と介護支援専門員の連携」

加古川地区・氷丘地区民生児童委員協議会と介護支援専門員の合同研修会とし、顔の見える関係づくりをテーマに、連携の課題や円滑な情報交換についての話し合いの場とする。

#### 8月23日(火)「加古川町内介護支援専門員 事例検討会」

居宅の介護支援専門員に事例の提供を依頼し、参加者とともに事例を検討することで、困難事例であっても支援の方向性が見いだせるような研修会とする。

#### 10月20日(木)「加古川町内多職種連携研修会」

医師会に依頼し、在宅診療の現状や在宅でのACPの考え方について講義を受け、その後在宅診療について地域の民生委員や介護医療職等とワークショップを行い、顔の見る関係つくりの場とする。

#### 12月23日(金)「加古川町内介護支援専門員・障がい相談支援専門員合同研修会」

一昨年から継続課題であり、今年度で第3回目。加古川市障がい基幹相談支援センターの職員に講義を依頼。障がい特性のサービス内容や、相談員の事例をもとにプランについて講義を伺う。

6包括合同研修会開催を6月「介護予防ケアマネジメント」(案)、2月「在宅医療・介護連携支援センター」(案)についてWebにて予定しており、6包括で検討中である。

- ・基本的には対面研修を行い、関係性作りに必要な顔の見える交流や課題の共有等を予定しているが、あわせて感染症対策としてWeb研修会の開催に移行できるよう準備をしておく。またICT活用が困難な介護支援専門員に対する質問に対して即応していく、一人所属の介護支援専門員やICTに不慣れな介護支援専門員とも協働できるように努めていく。
- ・一人所属の介護支援専門員や、新人の介護支援専門員が多いという居宅介護支援事業所の実情を踏まえ、ケアプランの作成や困難事例等の助言・相談を行い、介護支援専門員のアセスメント力の向上等の後方支援に努める。
- ・介護支援専門員協会かこがわ支部と6包括による共通の課題について情報共有、連携を図り、ネットワークづくりの促進に努める。
- ・コロナ感染拡大防止により研修会開催自粛の要請があった場合、電話や書面メール等で各居宅介護支援事業所と連携を図り、運営や業務のうえで新たな課題や心配事の有無などを丁寧に聞き取りし各関係機関とも連携し課題解決に努めていく。

### 【在宅医療・介護連携の推進】

- ・医療と介護の連携を目的に加古川町内の介護支援専門員のほか多職種を対象に、10月医師会に依頼し在宅診療を切り口にACP支援について、研修会を開催予定。また情報共有とともに互いの顔の見える関係作りに努める。
- ・市や医師会など関係団体が実施する会議や研修会等に参画し、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療、在宅介護の提供体制の構築等に努める。
- ・ACPシートを活用し、在宅療養生活を送るうえで地域住民が大事にしている意向をタイミング良く聞き取りし、各関係機関と情報を共有するとともに医療・介護連携の橋渡しができるよう努めていく。
- ・地域のふれあいサロンの会場にて、ACPについて講話予定。

7月12日河原第二町内会、9月12日ネオハイツシルバークラブ、11月21日グループ80予定。

- ・介護者の方を対象に12月9日ACPの講座を開催予定。
- ・地域の方に、よりACPを分かりやすく、馴染みやすく理解頂けるよう、「ACP川柳」「ACP小唄」の作成を検討している。
- ・過去にACPに関する講話を実施した対象者を中心に、その後の理解や意思の変容について質問紙調査等で検証を検討している。
- ・播磨薬剤師会 加古川町担当者とエリア内の課題について共有し、必要時地域ケア個別会議の参加の依頼や多職種連携研修会に参加頂き、ネットワークづくりに努める。
- ・地域サロンや介護者のつどいの事業において、加古川町内の薬剤師に講師依頼し、地域住

民と気軽に相談できる場作りを行う。

- ・コロナ禍及びアフターコロナにおいて今後退院時カンファレンス等連携をとる際、ICT 活用が考えられる。地域における ICT 活用の現状を把握すると共に、必要な方に支援が出来るよう努めていく。

### 【生活体制整備の推進】

- ・地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等になることの予防又は軽減、悪化防止に関わる体制や、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくために、市や社協、生活支援コーディネーターと協力し、協議体に参画するとともに、町内会・民生委員・老人会・ボランティア団体・NPO 法人・民間企業・共同組合・介護事業所等の関係者の連携に努める。
- ・ささえあい協議会から顔のみえる関係性を構築し、地域づくりについて参加メンバー全員が合意形成の上で協働できるように生活支援コーディネーターと連携を図る。氷丘地区では、協議会の 3 つの目標に向けて包括としての役割を考えながら参画していく。またコロナ禍においての協議会の進行についても検討する必要があり、ICT の活用も含めて代替手段を取り入れるなど工夫することも視野に入れていきたい。令和 4 年度からは氷丘地区通院サポートが開始予定の為、新たな仕組みを運営していくとともに、ニーズの把握から更なる仕組みづくりへつなげていきたい。加古川地区では、高齢者が地域で困った時に相談できる仕組みづくりについて、「(仮) シルバー110 番」の設置を検討しており、担い手の立ち位置や、集める方法をともに協議していきたい。
- ・また新型コロナウィルス感染など不測事態に陥った際のあらたな見守りの課題について、協議体の一員として情報共有・連携強化を図っていく。
- ・インテークから相談内容や傾向等を分析できる仕組みを構築し、地域の見守りや困りごとを把握した上で、協議会で検討できるよう投げかけていきたい。

### 【認知症総合支援】

- ・認知症の早期発見、早期受診、早期ケア体制を実現するため、相談時やふれあいサロン等において、脳の健康チェックシートを実施するなど、認知症の疑いのある人についてかかりつけ医や認知症相談医への受診を勧める。
- ・加古川市内の介護認定を受けていない方を対象に、年に 12 回加古川市総合福祉社会館で認知症予防教室「オレンジサロン」を開催する（原則毎月第 2 木曜日）。認知症の予防対策を取り口に、早期発見、認知症の人への対応など幅広い内容を提供し普及啓発を行うとともに、通いの場の一つになるよう支援する。コロナ禍の状況に応じてオンラインで開催予定。

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 4月 14日 (木)  | チームオレンジって何？            |
| 5月 12日 (木)  | 認知症の人からのメッセージ          |
| 6月 9日 (木)   | リハビリディサービスのおすすめ体操      |
| 7月 14日 (木)  | アクティブ高齢者の栄養学           |
| 8月 4日 (木)   | 認知症予防のレクリエーションを体験      |
| 9月 8日 (木)   | 教えて！介護保険！              |
| 10月 13日 (木) | お薬のお話～物忘れがある人のお薬の管理～   |
| 11月 10日 (木) | 第2回もしバナゲームで人生の最期を考えよう！ |
| 12月 8日 (木)  | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護って？    |
| 1月 12日 (木)  | 成年後見支援センターについて         |
| 2月 9日 (木)   | パステルランタンアート            |
| 3月 9日 (木)   | みのがさないで！こころのサイン        |

- ・保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状悪化防止のための支援、また認知症の疑いのある利用者に対する総合的な支援を行うため、認知

症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員が連携を図りながら課題解決に努める。

- ・加古川町内の在宅サービス事業所や地域住民等向けに、加古川市の認知症施策や認知症地域支援推進員の役割について、出前講座を年2回以上開催し、推進員について周知するとともに顔の見える関係性をつくり、ネットワークの構築へと展開することを図る。今年度は居宅介護支援事業所ならびに併設する居宅サービス事業所に向けて開催することを予定している。また、認知症が課題となる困難事例については認知症地域支援推進員や地域ケア検討会議のメンバーを中心に、地域ケア個別会議を開催し、地域の中で課題解決できるように努める。さらに加古川市が設置する認知症初期集中支援チームが開催するチーム員会議に出席するとともに同チームとの連携を図る。また、医療と介護の連携に向けて認知症情報提供シートの運用が開始となる為、認知症相談医等との連携体制の構築に努めたい。
- ・認知症の早期発見早期診断の必要性を念頭に、認知症の普及啓発活動の一環として、「認知症サポーター養成講座」を、加古川町で活動中のキャラバンメイトとともに、地域住民、企業、学校など、幅広く発信していく。リーダー、サブリーダーは加古川町内の事業所のメイトに担当してもらい、包括職員はサブリーダー・事務局として後方支援し、有機的な連携や幅広い活動につなげていく。
- ・4月に加古川町内キャラバンメイト連絡会の開催予定で、新リーダーとサブリーダーの選出を行う予定である。
- ・認知症サポーター養成講座の開催は、4月28日（木）播磨薬剤師会研修生向け講座を予定。感染症予防の観点からは、多数のメイトの出務は行わず、状況によって研修内容を判断し、新型コロナウィルス感染拡大のリスクを軽減し開催予定。
- ・加古川市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業を通じ、日頃からの見守り活動の必要性や、認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを意識し、各関係機関や警察、町内会や民生委員と連携を図ることができるネットワークの構築へと展開する。見守りサービス等についても行政や企業と連携して周知に努め、活用してもらえるよう体制づくりとフォローも行っていきたい。
- ・健康寿命延伸を目的に4月～6月にかこがわ睡眠サポートのトライアルに参加を予定している。希望の利用者宅へ担当介護支援専門員が同行し、タブレット等を活用したうえで、実施内容の説明をフォローし、モニターを行っていく予定である。

### 【地域ケア会議】

- ・地域包括支援センターの広報紙を300部発刊し、医療系（病院、医院、歯科医院、調剤薬局）介護系（施設サービス、在宅サービス事業所）地域団体（地域の代表者、公民館等）教育機関、金融機関等に配布を行い、センターの活動内容や役割を知って頂くツールとして活用し、顔の見える関係性づくり・連携体制の強化に努める。また、ブログの周知から高齢者がICTを活用する足掛かりになれるよう、包括の取り組みと合わせて積極的に広報する。
- ・地域の社会資源の把握を行うとともに、ささえあい協議会等と連携して地域課題から新たな社会資源の必要性について検討し、フォーマル・インフォーマルサポートをケアミックスさせたうえで重層的なネットワークの構築が図れるように努める。また社会福祉協議会との連携を密にしながら地域団体の集会や「ささえあい会議」に参加し、地域課題を吸い上げることから地域ネットワーク会議の開催につなげていくとともに、地域団体へ地域包括ケアシステムの構築に向けた動機づけや住民同士の互助を促していく。
- ・また、課題解決に至らないケースにおいては、積極的に地域ケア個別会議を開催し、多職種や地域の方を交えて検討することで課題の整理と分析を行い、支援体制の構築・強化を図る。更にそこから得られる課題を抽出していくとともに、地域包括ケア推進会議に参画し、新たな社会資源・施策の開発につなげていくよう努める。地域住民、多職種、行政などと連携・協働することで、誰もが安心して暮らすことのできる地域包括ケアシステムの構築を目指していく。

- ・自立支援マネジメント会議においては、加古川町内の介護支援専門員に目的や趣旨を啓発・周知し、利用者の自立を念頭に、介護支援専門員のスキルアップが図れるように努める。
- ・「自立」についての考え方を学ぶ機会として、4月20日、加古川町内の介護支援専門員を対象に、「自立支援の考え方・捉え方」について研修会を開催予定。
- ・今年度より対象者が要支援者のみならず要介護者に拡大し、介護支援専門員の枠組みも小規模多機能型居宅介護が追加となるため、積極的に事例提供者が参加できるよう、また事後評価についても協働して行えるよう後方支援に努めていく。
- ・会議を更により良いものとするために関係者にスキルアップ研修を地域ケア検討会議を中心となり行っていく予定。
- ・令和4年度年間スケジュール 5月26日(木)・7月28日(木)・9月22日(木) 11月24日(木)・R5年1月26日(木)・3月23日(木)(原則奇数月)

#### 【一般介護予防事業】

- ・住民主体で開催されている「いきいき百歳体操」の会場に随時参加し、代表者・参加者の意見や思いを聞き、今後も継続できるように支援する。また地域の中で通いの場を求めている地域住民がいた際には情報提供を行い、住民一人ひとりが主体的に参加できるよう個人と地域との繋がりを強化していく。
- ・楠木平老人クラブ、本町3丁目町内会がいきいき百歳体操の立ち上げを検討予定のため支援を行っていく。
- ・介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、地域住民が主体となって実施する「いきいきふれあいサロン」等介護予防事業において講習会・説明会の開催を側面的に支援し、地域住民の各種制度に対する理解と普及に努めるとともに、地域住民の理解と普及に努める。また年齢や心身の状況等によって分け隔てる事なく、住民主体の通いの場の充実が図れるよう地域の支え合い活動のなかで、市・社協とともに連携を図りながら、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域力の向上を図る。
- 更にリハビリテーション専門職等の関与を促進し、自立支援に向けた地域における介護予防の取組を強化していく。
- ・多死社会到来の課題に対して、またコロナ禍における突然のリビングウィルの選択等、講習会等の機会を活用し、年齢や介護度に関わらずACPについて地域住民と考える機会を設けていく。
- ・通いの場の不在地域においては、個別の課題から地域の課題、高齢者支援のプロセスや解決の方法などを蓄積し、個人や地域に対して予防的な働きかけや、通いの場の立ち上げ支援を行って行くように努める。
- ・コロナ禍及びアフターコロナにおいて、高齢者の集いの場の有益性を鑑みて、サロンの再開や運営に繋がるよう、12月14日「コロナ禍におけるサロン運営について」と題して加古川町内サロン代表者交流会を開催予定。開催しているサロンの代表者より現状報告の発表を頂くと同時に、事前に再開に苦慮しているサロンにヒアリングを行い、その結果も報告予定。
- ・コロナ感染拡大防止により開催自粛があった場合、電話や書面等でサロン代表者やいき百代表者と連携を図り、アプローチの仕方も再検討し、フレイル予防のチラシも継続的に配布していく。
- ・通いの場を通じて、介護予防の視点のみならず地域の困りごとを抽出し課題解決に繋げていく。
- ・コロナにおける感染予防対策への不安やワクチン等の問い合わせも多いため、正しい情報提供を隨時行っていく。
- ・壽大学OB会からの依頼を受け、5月10日「地域包括支援センターの役割について」講話をを行う予定である。

**【家族介護支援】**

- ・現在介護している方や介護経験者、介護に興味のある方など幅広い方を対象に年に12回介護者のつどいを実施する（原則毎月第2金曜日）。介護相談や介護者同士の話し合いを行うことで気持ちを整理し、介護を前向きに捉えられるように支援する。また参加者相互に心理的な支え合いができるような仕組み作りを行う。
- ・参加者が関心のあるトピックスを提供できるよう、講師を招くなどして介護に関する知識や技術を習得していただけるように努めるとともに、介護や生活に関する情報や留意点などの啓発、リフレッシュ活動などを盛り込みながら介護者の負担軽減や気分転換に繋がるよう支援する。
- ・公民館やかこむなどにチラシを配布、神戸新聞や広報かこがわに案内を記載、ニーズがある方に包括職員が直接周知するなど、幅広く啓発することで新たな参加者を募り、参加者の定着を図るとともに、誰でも参加しやすい会が継続できるよう努めていく。
- ・感染症拡大時にオンラインに変更になった際にも、コロナ禍で課題となっている高齢者の孤立を防ぐとともに、ICTの活用促進も含め、スマートフォンなどオンラインを積極的に活用できるよう支援する。また高齢者が無理なくICTを活用できるように、難しい方には直接マニュアルに沿って個別支援を行う。
- ・コロナ禍の状況をみながら、必要であればオンラインでの開催に切り替える。定期的に参加して頂いている介護者については、オンラインでの開催の旨を電話や書面等で連絡をとり周知するとともに、オンラインでも参加できるよう、対面開催予定の5月にスマフォ講座を実施する予定にしている。

4月 8日 (金)	介護相談・話し合い
5月 13日 (金)	ICTの活用を試してみませんか？
6月 10日 (金)	終活について考えてみましょう♪
7月 8日 (金)	相続について知っておきたいこと
8月 12日 (金)	介護相談・話し合い
9月 9日 (金)	防災について考えよう
10月 未定	リフレッシュバス旅行
11月 11日 (金)	フレイルに気をつけよう
12月 9日 (金)	もしバナゲームをしてみましょう♪
1月 13日 (金)	消費者被害にご用心！
2月 10日 (金)	お薬と上手につきあおう
3月 10日 (金)	介護相談・話し合い

**【予防給付】**

- ・公正・中立な情報提供を行うとともに、介護保険の理念に基づき適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務ができるよう、フォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスの情報提供を視野にいれ、介護予防日常生活支援総合事業の運用を必要に応じて混乱なく対応していくように努める。
- ・独居世帯・高齢者世帯の増加、身内が不在または遠方などの世帯が増加傾向にあることから、相談時等を契機にACPシートを活用し、本人の意向の聞き取り、家族や専門職等との共有ツールとし支援し、ケアプランにも反映できるよう努めていく。
- ・高齢者の人口増加や介護保険事業者数の増加、また同一町内に中央市民病院を抱える地域特性から新規利用者の増大により病院からの急な退院調整や区分変更などの相談が増加している。今後も尚一層、インテークを確実に行い、三職間の情報共有を密にし、利用者にとって効率よく且つ柔軟に即応できるよう努める。
- ・介護予防日常生活支援総合事業の導入に即して、介護認定更新時に介護認定申請を行わず、チェックリスト適用時には、三職種によるチェックリストの施行を円滑に実施する。
- ・65歳を迎える障害福祉サービスから介護保険への移行ケースの増加に伴い、加古川市障がい

者基幹相談支援センターや障害サービスの相談支援専門員とも連携を図り、サービス支給量・内容の違いを十分把握し、自立への意欲、生活の継続性が保持・増進できるように努める。

- ・コロナ感染拡大防止により、利用者やその家族の意向を確認し、サービス担当者会議開催、モニタリング訪問、暫定利用時の同行訪問等の方法について柔軟に対応し、詳細を記録に残す等工夫していく。またサービス担当者会議などはWeb会議に置き換えるなどの工夫も行っていく。

また利用者や家族がコロナ感染症を発症した場合、健康福祉事務所・市とも連携し、訪問サービスへの切り替えや配食サービスへの追加、他のサービスの代替えを速やかに行い、心身機能の低下をきたさないように努めていく。

入退院の調整が必要な利用者の場合、やむを得ない状態を除き自宅での面接や調整を行うこととし、本人の了解を得て病院と文章や電話連絡の調整を図るように努める。

- ・コロナ感染症への不安から起きたフレイル状態について、阻害因子アセスメントを行い、予後予測を行った上でサービスにつなぎ、重度化防止に努める。
- ・本人・家族の意向を聞きとりし、地域の実情を踏まえ、災害対策や避難方法等の話し合いも徐々にすすめ、またケアプランに反映できるよう啓発に努める。

【のぐち】

(様式第1号)

## 加古川市地域包括支援センタ一年間事業実施計画書

(令和4年4月1日)

## 【基本事項】

センター名	地域包括支援センターのぐち		事業開始年月日	H21.4.1
所在地	加古川市野口町水足 107-1 電話: 426-8218 (直通) FAX: 426-8219 (直通)			
併設施設	特別養護老人ホーム万亀園			
センター長	[REDACTED]	[REDACTED]	指定介護予防支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先 (万亀園)	426-8200	対応者	併設施設職員

## 【職員体制】

包括的支援事業	職名	氏名	資格取得日
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1

**【基本方針】**

1. 地域の総合相談・支援の窓口として、利用者からだけでなく、地域からの相談についても円滑に受けられるよう、関係者間のネットワーク構築を図る
2. 加古川市の地域包括ケアシステム構築に向けて、在宅医療・介護連携に関する各種会議への参画、生活支援整備の為の協議体への参画と生活支援コーディネーターとの協力、各地域ケア会議の運営や参加を行う
3. 認知症になっても安心して地域で生活できるよう、認知症の方やその家族を支える取組をはじめ、地域住民や関係機関へ認知症に関する普及・啓発等を行う事により、認知症総合支援の推進を図る
4. 高齢者やその家族等からの個別支援、地域活動支援等のすべてについて、新型コロナウィルス感染予防対策を徹底したうえで対応する

**【年間事業計画】****【総合相談・権利擁護】**

- ・地域の総合相談・支援の窓口として、保健・福祉・介護等に関する相談を受け適切な助言・支援を行い、課題を解決する。緊急の対応の必要性を判断し、適切な情報提供を行い、専門機関やサービスへつなげる。緊急の対応が必要な場合は市及び関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速に対応する。各種福祉サービス等を利用する場合で手続きが困難な人については、代行申請等により対応を行う。また、訪問、電話、来所相談のみでなく、公民館等での出張相談を計画。相談窓口の拡充を図る。
- ・三職種の部会間で協力し、社会福祉協議会をはじめ、多機関との連携を深める方法を具体的に検討する。

**<権利擁護>****(成年後見制度の活用・促進)**

- ・成年後見制度の普及や広報活動を行う。
- ・成年後見制度の利用が必要と判断されるが適當な親族がいない場合は、市に状況を報告し市長申し立てにつなげていく。
- ・後見等の申し立てについて、スムーズに支援が行えるようにばあとなあ兵庫、市民後見ひょうご、リーガルサポート、たんぽぽ等と連携していく。
- ・緊急性等ケースを精査した上で、成年後見が必要と考えられる事例について成年後見支援センターと連携することにより、成年後見制度の利用の円滑化を図る。
- ・必要に応じ成年後見支援センターの専門相談を活用し、地域住民にとっての最善の利益に繋がるよう連携体制を構築する。

**(高齢者虐待への対応)**

- ・民生委員や近隣住民、サービス事業所等、地域のネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待の早期発見に努める。
- ・通報・相談を受けた場合は、加古川市高齢者虐待防止マニュアルに従い、関係者から情報収集と事実確認を行い、当日中に緊急性の判断を行う。
- ・生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる時は市と連携を図り、居所への立ち入り調査や質問を行う。
- ・認知症等で意思疎通が困難で、かつ本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性があり老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、市と連携を図り老人福祉施設等への措置等、必要な支援を検討する。
- ・虐待認定されたケースについて、必要に応じ、関係機関を招集して支援方針や役割分担を検討するケース会議を開催する。
- ・3職種で加古川市高齢者虐待防止マニュアルを確認・徹底し、迅速かつ的確な対応が行えるようにする。

## 【のぐち】

- ・民生委員の研修で高齢者虐待について話をする機会を頂き、高齢者虐待の早期発見、早期対応が大切であること、予兆を察知すること、予兆を感じたら、まず相談をしてもらうこと、介護者支援の重要性について伝えていく。
- ・高齢者虐待の早期発見と未然防止を目的に、サービス事業所において虐待出前講座を開催し、予兆の察知や家族支援の重要性、相談・通報の必要性等について伝えていく。  
**(困難事例への対応)**
- ・8050 問題や精神疾患、身体障害、経済問題など、複合的な問題を抱えるケースなど、困難事例への対応については、3職種が情報を共有し、支援計画の検討を行う。支援においては他機関の機能や役割を活かしながら、関係機関と連携を図り、問題解決に向け協働する。
- ・地域の民生協力委員の方々や町内会の方々にも参加を募り、その他の関係機関や社会資源を召集した地域ケア会議を積極的に開催し、課題解決に向け支援の方法、方向性を検討する。  
**(消費者被害の防止)**
- ・未然に防止をするため、加古川市消費生活センター等で最新の情報を収集し、サロン等で講座をする等住民や関係機関に情報を提供する。地域のケアマネ研修等で最新情報の提供を行う。

### 【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・医療、地域と介護支援専門員のネットワーク構築を目的として、研修の開催や、事業所・ケアマネ等に関連する機関・団体へ積極的な働き掛けを行う。
- ・介護支援専門員の相談窓口としての広報と、相談しやすい関係づくりを目的として、居宅介護支援事業所の巡回相談を行う。
- ・介護支援専門員からの相談を受け、地域ケア個別会議を開催する中で、ケアマネ支援を行うとともに、地域課題抽出に繋げられるよう、関係機関と連携を図る。また自立支援型地域ケア会議を通して、介護支援専門員の自立支援の意識向上とケアマネジメントのスキルアップを目指し、地域ケアシステムの構築を図る。
- ・介護支援専門員のスキルアップや顔の見える関係づくりを目的として、年8回（内6回は気づきの事例検討会、内2回は他テーマでの）研修会を開催する。今年度は6地域包括での合同研修会をWEB開催で2回開催予定。上半期は「介護予防プランの基礎」について、下半期は「介護医療連携」に直目した研修会を企画する。
- ・のぐちエリア研修として、上半期に「自立支援の考え方・捉え方」をテーマに、自立支援に資するケアマネジメント実践を学ぶWEB研修を予定している。下半期においても企画し研修実施していく。

### 【在宅医療・介護連携】

- ・在宅医療・介護連携に関する会議、研修会参加を通じ、関係者との顔の見える関係づくりに努める。
- ・医療・介護の円滑な連携の為に、在宅医療・介護連携支援センターをはじめ、地域のケアマネジャー やサービス事業所と課題を共有する場が持てるよう連携をはかる。

### 【生活支援体制整備】

- ・生活支援コーディネーター や地域住民と協力し、地域課題の把握や住民同士の支え合いの仕組み作りの支援を行う。
- ・野口公民館エリアささえあい協議会及び、今年度新たに立ち上がる陵南公民館エリアに参画し、関係団体との連携に努める。また、地域が自主的に住民同士で支え合うシステム作りの構築に繋がるよう支援する。

### 【認知症総合支援】

- ・認知症相談センターとして、本人、家族や関係機関からの相談に応じると共に、本人の望む生活が実現できるよう、地域等と連携、協力を て行う。

## 【のぐち】

- ・のぐちキャラバンメイト連絡会を開催し、今年度の方向性を話し合い、感染予防に留意しながら「認知症サポーター養成講座」を開催する。今後も、新型コロナウイルス感染症の収束は望めない事が予測される中で、実施先が中学校など教育機関が多いことや、メイトの勤務先も高齢者施設や薬局など多くの高齢者に関わる事から、ICTを活用した実施方法も検討する。
- ・認知症初期集中支援チームとして、医療受診ができるいない、サービスに繋がらない等の初期の認知症高齢者等に対する支援を行う。また、医師や行政と連携しチーム員会議を行う。今後はさらに増大すると予測される認知症高齢者に対応するため、地域包括支援センターごとに認知症初期集中支援チームを構成し、地域のニーズに対応するためのシステムの構築を市とともに目指す。
- ・認知症に関する相談件数の増加から、地域に潜在する認知症高齢者を早期発見、早期治療につなげるため地域や関係者に向けて正しい知識の普及や、認知症高齢者と共に過ごせる地域づくりを推進するため引き続き啓発活動を行う。
- ・認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、介護事業所、もしくは地域向けに「認知症研修」を年2回実施し、認知症施策の啓発、疾病の理解や対応力を高めていく働きかけを行う。
- ・加古川認知症連携協議会に参加し、東播認知症教室改善への取り組みや、事例検討を通じ認知症の方へ支援に関し意見交換を行う。
- ・認知症地域支援推進員会議に参加し、意見交換や今後の施策に関与する。
- ・加古川医師会認知症うつ病対策委員会との情報連携ツールとして、昨年から試験的に認知症相談・連絡シートを活用し、3件情報共有し介護保険や見守りタグの申請、介護サービスの導入に繋ぐことができた。今年度の正式運用に向けて、認知症相談・連絡シートの更なる活用普及に努め、双方が必要な情報を共有し、医療・介護サービスが円滑に提供できるよう連携を図る。
- ・認知症見守りSOSネットワークや見守りタグについて、利用者やご家族、地域のケアマネジャーに対しても普及・啓発に努める。
- ・認知症の家族の思いを知り、ニーズを知ることで、資源開発や市の施策に提言出来るよう家族会に参加し意見を集約する。また、適宜、介護相談を受け、情報提供を行い、家族介護が継続できるよう支援する。
- ・若年性認知症勉強会に参加し、就労支援や介護・障がいサービスなど直面している様々な課題について学ぶ機会を持ち、家族会にも参加し若年性認知症当事者の声やご家族の思いを聴かせていただき、認知症介護の理解を深める。
- ・認知症カフェ（オレンジカフェ）を毎月1回開催し、認知症とその家族の交流を図ることを目的に居場所作りを行う。開催の際は、新型コロナウイルス感染症予防対策と参加高齢者の感染予防の観点をしっかりと踏まえ、感染予防対策を最優先し、当面は時間短縮や会食を控えた新しい形でのカフェを実施していく。感染予防対策に留意しながら、出来る限りカフェ開催継続を目指し、認知症の方にとって優しい地域作り・集いの場を目指す。ボランティアの方々には企画等にも積極的に取り組んで頂き主体性を深めていただく。

## 【地域ケア会議】

- ・困難事例について、地域住民、ケアマネジャーをはじめとする関係機関から利用者の支援に携わるメンバーを参集し、幅広くニーズをキャッチする。また、参集型の会議だけでなくWEBでの開催も併用するなど、必要性を優先し、調整を行う。
- ・個別課題解決を第一目的として、そのプロセスにおいて、近隣住民と専門職のネットワークを育む。
- ・個別ケースの成功体験を積み重ねて次のケースに活かしていくようにする。
- ・必要に応じ、高齢分野だけでなく、幅広い専門職に参加・協力を依頼し、重層的支援につなげられるよう、連携を強化する。
- ・地域サロンへの参加や、町内会長や民生委員との交流を通じて、地域からの意見を吸いあげ、地域ネットワーク会議を呼びかけ、地域課題の集約・分析を行う。

- ・地域ケア検討会議、地域包括ケア推進会議への参加を通じて、個別課題を集約していくことで地域課題を抽出し、資源開発に結び付けていく。
- ・ケアマネ支援を行う中で、困難事例等を把握しケアマネジャーに対し地域ケア個別会議の開催、参加を呼び掛ける。
- ・個別課題の整理や地域課題の抽出、実践力の向上を図ると共に、ケアマネジャーとしての働きかけや取り組みについて、助言がプランに上手く活かせられたか、振り返りの会を開催し、事例を通してケアマネジャーの資質向上を図ると共に、地域課題を把握し利用者のニーズに適した多様な社会資源を活用できるよう支援する。

### 【一般介護予防事業】

- ・疾病予防や介護予防の意義や知識の普及啓発をする為に、老人会や地域主催のサロン等の介護予防事業において地域住民との接点を確保し、顔の見える関係を築く。また、引き続き民生委員など関係者との信頼関係を構築する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しながら地域サロンが長期に開催できていない地域サロンやいきいき百歳体操などの地域活動を支援する。また、通いの場がないところには、町内会にも働きかけ、高齢者の通いの場が出来るよう支援する。
- ・コロナ禍において活動が減少することにより、フレイルや要介護状態に陥らないよう、機会を捉えてフレイル予防の啓発に努める。
- ・地域住民に「いきいき百歳体操」の説明を行い、実施できるよう行政とともに啓発する。
- ・認知症の疑いがある高齢者については家族等と連携して関係機関（専門医等）を紹介し、早期対応を図る。
- ・医療に関わる専門職の観点から、健康や介護予防に関する情報の収集、提供、情報交換を行う。
- ・広域型のサロン「寄り合い茶話茶笑」については、会場である万亀園の使用ができるまで、少規模であるが新北野集会所でいきいき百歳体操や地域サロンを開催できるよう継続支援する。

### 【家族介護支援】

- ・地域で現在介護をしている、また介護をする予定のある方、興味のある方を対象に介護者のつどいを実施する。
- ・年 12 回。新型コロナウイルス感染拡大防止の為、実施時間を短縮し 1 時間程度で実施していく。
- ・介護相談、適切な介護知識・介護技術の習得についての講義、実習、介護者同士の意見交換、気分転換などの内容で実施する。
- ・グループの力を活用しながら、参加者同士の交流の場が持てるよう支援する。
- ・今年度のテーマ等は以下の通り。

4月 9日 (土)	野口公民館	情報交換・フリートーク (室内花見会)
5月 14 日 (土)	陵南公民館	情報交換・フリートーク (介護技術のポイント)
6月 11 日 (土)	野口公民館	情報交換・フリートーク (終活について①)
7月 9 日 (土)	陵南公民館	情報交換・フリートーク (介護施設について)
8月 20 日 (土)	野口公民館	情報交換・フリートーク (福祉用具講座)
9月 10 日 (土)	陵南公民館	情報交換・フリートーク (終活について②)
10月 8 日 (土)	野口公民館	情報交換・フリートーク (未定)
11月 12 日 (土)	陵南公民館	情報交換・フリートーク (未定)
12月 10 日 (土)	野口公民館	情報交換・フリートーク (未定)
1月 14 日 (土)	野口公民館	情報交換・フリートーク (未定)
2月 18 日 (土)	陵南公民館	情報交換・フリートーク (未定)
3月 11 日 (土)	野口公民館	情報交換・フリートーク (未定)

・男性介護者の集いを年 6 回、奇数月の第 4 木曜日、13 時 30 分から 14 時 30 分で行う事で、男性介護者の方同士、「交流の場」、「情報交換の場」、「適切な介護知識・介護技術の習得につ

## 【のぐち】

いての講義の場」を提供する。新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、1時間程度での実施とする。

5月26日(木) 7月28日(木) 9月22日(木) 11月24日(木)  
1月26日(木) 3月23日(木)

### 【予防給付】

- ・介護保険の要支援認定者が、住み慣れた地域で暮らし続けるため、心身や生活機能の状況、生活環境などを考慮し、適切なケアマネジメントを実施する。指定居宅介護支援事業所への委託の際には、指定介護予防業務が特定の事業所に偏ることなく中立・公平性が確保されるよう配慮する。
- ・居宅介護支援事業所への引き継ぎの際には、センター内で情報共有し、要介護認定者引き継ぎ先の占有率の基準を超えず、中立・公平性が確保されるよう配慮する。
- ・新規居宅介護支援事業所において、顔が見える関係性作りを行い連携を図る。

【ひらおか】

(様式第1号)

## 加古川市地域包括支援センター一年間事業実施計画書

(令和4年4月1日)

## 【基本事項】

センター名	地域包括支援センターひらおか		事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	加古川市平岡町高畠20-1 電話: 079-451-0405 (直通: 代表) FAX: 079-451-0406 (直通: 代表)			
併設施設	特別養護老人ホームグランはりま			
センター長			指定介護予防支援事業所の管理者	
常駐時間外の体制	電話転送先	080-8546-7184	対応者	

## 【職員体制】

包括的支援事業	職名	氏名	資格取得日
	保健師		
	保健師		
	社会福祉士		
	社会福祉士		
	社会福祉士		
	主任介護支援専門員		
	主任介護支援専門員		
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員		—
	(兼務)認知症地域支援推進員		—
指定介護予防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員		1.0
	介護支援専門員		0.6

**【基本方針】**

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送る為に、心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行う事により、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。地域のネットワーク作りを推進し、地域包括ケアシステムの構築に努める。

**【年間事業計画】****【総合相談・権利擁護】****I. 総合相談支援****①地域の総合相談・支援の窓口としての機能**

- ・地域の高齢者や家族などからの保健・福祉・介護等に関する相談対応。
- ・相談内容によって適切な支援へつなぎ、関係者のネットワークを構築。
- ・専門的・緊急の対応が必要と判断した場合には適切な専門機関やサービスに引継ぐ。
- ・緊急の対応が必要な時は市及び関係機関と連絡し迅速な対応を行う。
- ・各種福祉サービス利用時に手続き困難な場合には代行申請を行う。
- ・個別の相談からデータ収集し、月・年度の動向を把握する。

**②出張「介護・福祉何でも相談会」**

- ・気軽に相談できる体制として、地域の拠点で出張相談窓口を開設する。
- ・場所：東加古川公民館（かこてらす内）

日時：4月8日・6月10日・8月12日・10月21日・12月9日・

令和5年2月10日の15時30分から16時30分

・場所：平岡公民館

・日時：5月13日・7月8日・9月9日・11月11日・令和5年1月13日・3月10日  
の15時30分から16時30分

**③実態把握**

- ・市や成年後見センター、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員等からの要請に基づき、支援が必要な高齢者宅を同行訪問等により、高齢者・家族等の状況を把握する。支援等が必要な高齢者について見守り台帳を整備し保管する。
- また、総合相談で対応した高齢者について、フォローワー体制を充実させるシステムを試験的に取り組む。

**II. 権利擁護****① 成年後見制度の活用促進**

- ・成年後見人制度の普及や広報活動を行う。
- ・成年後見制度の利用支援を行い、必要に応じて加古川市成年後見支援センターや市と連携して対応する。
- ・個別ケースで対応時、制度啓発リーフレット等を活用して説明する。
- ・居宅介護支援事業所に向けて制度活用の普及・周知を行う。
- ・適当な親族がいない場合には市や加古川市成年後見支援センターに状況報告し市長申立てに繋がるよう支援する。

**② 高齢者虐待への対応**

- ・高齢者虐待防止法に基づき、高齢者及び養護者に対して相談及び助言等を行う。
- ・地域におけるネットワークを積極的に活用し、早期発見・早期対応を目指す。困難事例・虐待等が疑われる場合は、行政等と連携して対応を検討し必要な措置をとる。
- ・高齢者虐待の疑い等で通報を受けた場合は、すみやかに関係者からの情報収集・事実確認を行い、市へ報告する。
- ・要請があれば虐待防止出前講座を開催し、早期発見・早期対応が出来るようにする。

③ 消費者被害予防対策

- ・消費者センター・警察等の最新情報を収集し、地域団体の活動の場で情報提供・注意喚起を行う。また参加者が周囲へ情報発信・注意喚起できるよう働きかける。

**【包括的・継続的ケアマネジメント支援】**

- ・地域の高齢者に包括的、継続的な支援を提供できるネットワークを作り、地域の医療機関、介護保険サービス事業所、介護保険施設、行政、ボランティア等と連携する。
- ・担当地域の居宅介護支援事業所と相談しやすい関係づくりを目的として定期的に訪問し、随時個別のケースにおける相談に対応し指導・助言を行っていく。また困難事例等への指導・助言等の側面的支援を行う。
- ・介護支援専門員のスキルアップを目的として合同研修会を含めて年間6回開催。
- ・事例検討会を開催し地域の介護支援専門員に事例を通して助言・指導を行う。
- ・介護支援専門員同士の情報交換や課題等を共有する目的として交流会を開催する。
- ・当センター内や地域のケアマネジャーを対象に「死生観」などに関する研修の実施や個別のインタビューなどを実施してケアマネジメントにおけるACP支援の課題について明らかにする。
- ・ACP支援の実践に向けたコミュニケーションスキルの研修等を行う。

**【在宅医療・介護連携】**

医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、市や関係団体が実施する会議や研修などに参画し、在宅医療と介護を一体的に提供できるように努めていく。また、加古川医師会が取り組んでいるバイタルリンクを活用し、主治医、薬局、訪問看護と連携していく。

**【生活支援体制整備】**

・平岡公民館エリア支え合い協議会

アンケートの結果より、抽出された「介護予防」という地域の課題に対して、紙面での情報発信、つどいの場の実施に向けて話し合いを進めている。情報発信については設置場所を確保するための地域に向けた協力依頼を行い、継続した発行になれば紙面の検討や介護予防などに関する情報提供を行う。つどいの場については感染状況に応じて、講話や相談会の実施などの協力を行う。

・東加古川公民館エリア支え合い協議会

地域の特徴や参加依頼する企業に関する情報提供を行う。平岡公民館エリアでの経験を踏まえて、立ち上げに向けた協力をを行う。

**【認知症総合支援】**

I. 認知症の人や家族の対応

- ・物忘れ症状のある人やその家族に対して、電話や訪問等を行い、脳の健康チェックやDASC21等を実施する。対象者の状況を把握して、適切な支援に繋ぐとともに見守りSOSネットワーク事業や見守りタグ等について情報提供する。
- ・認知症について理解が不十分な本人や家族、認知症に関心のある方を対象に「東播認知症教室」への参加を促し、認知症の理解を図ると共に専門職としての参加協力をを行う。
- ・地域のつながりの中で認知症の方やその家族が気軽に集う場として、コロナ禍で休止している認知症カフェを地域住民と共に再開できるよう調整を図っていく。
- ・後述の認知症サポーター養成講座で地域の理解を深め、間接的な家族支援を行う。

II. 初期集中支援チーム

- ・認知症が疑われる人で医療機関未受診、介護保険サービスを受けていない、医療機関

の受診やサービスを受けているが認知症の行動・心理症状により対応に苦慮しているなどの事例に対して認知症初期集中支援チームとして関係機関と連携し支援を行う。介護保険サービスだけでなく、近隣住民、民生委員の見守りや地域のつどい場に繋げるなど社会資源を活用することで地域における能動的な認知症対応の契機とする。

### III. 介護サービス事業所研修会

- ・在宅介護サービス事業所職員や地域住民等を対象に「認知症対応研修会」の出前講座を年2回以上実施する。

### IV. 関係機関との連携

- ・認知症疾患医療センター、医療機関、成年後見支援センターなど関係機関と連携し、認知症の人や家族が安心して生活できる地域作りに取り組む。
- ・認知症地域支援推進連絡会定例会に参加する。
- ・加古川認知症連携協議会定例会にも参加し、事例検討や医療と介護の連携など継続して協議していく。
- ・市と連携して東播認知症教室を実施する。

### V. 認知症サポーター養成講座

- ・認知症に関する正しい知識を広め、偏見や誤解を解消するため、広報・啓発を行う。
- ・地元の学校や企業・団体に向けて認知症サポーター養成講座を開催及び協力していく。

### VI. 認知症高齢者の見守り・見守りSOSネットワーク事業

- ・行方不明になる可能性がある人や繰り返している人に対して見守りタグ、SOSネットワーク事業の説明や手続き支援や管理を行う。

## 【地域ケア会議】

### I. 地域ケアネットワークの構築

#### ①地域の関係機関からの情報収集

- ・「いきいきひらおか」検討委員会を通して、連合町内会・民生委員・児童委員連合会・連合老人クラブから地域の情報収集に努め、社会資源等の整理を行う。当センターの取り組みを紹介すると同時に相談機関としての周知を行う。

#### ②町内会などへの働きかけ

- ・「頼りになります。地域包括支援センター」のリーフレットなどを活用して広報・周知を行う。また実情に合わせて、集会所などがさらに活用できるよう介護予防の視点から集いの場所の開設や、臨時の相談所、「いきいき百歳体操」の体験版等の周知・開催に向けて各町内会に働きかける。
- ・地域の会議に参加し当センターの周知を図る。さらに地域の課題や取り組みへの後方支援を行う。
- ・平岡公民館エリア、今年度からは東加古川公民館エリアのささえあい協議会に参画し、地域の実情に合わせて取り組む。そのためにコミュニティモデルの考え方を活用しながら、社会福祉協議会と密に連携し、アプローチを行う。

#### ③加古川市キャラバン・メイトひらおかグループ連絡会

- ・ひらおかグループに所属するキャラバン・メイトが組織的に活動できるよう年1回連絡会を開催する。開催できない場合は書面にて連絡する。

### II. 地域ケア個別会議の開催

- ・地域で生活する高齢者の課題に対し、多職種が課題解決に向けて取り組む連携の仕方

を検討し、利用者支援を行う。

- ・地域ケア個別会議の開催に伴って生じた高齢者の課題に対し、社会資源の整備や開発、関係機関とのネットワークを強化して社会資源の整備や充実を図る。それぞれの地域の実情に応じて支援を行う。
- ・地域課題は地域ケア検討委員会を通して推進会議にあげる。

### III. 自立支援マネジメント会議

- ・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力等の資質向上の為に事例検討会を年6回（うち1回は振り返りの会）行う。利用者の強みを發揮し住み慣れた地域で自立した生活が送れるように社会資源の活用を目指す。主任介護支援専門員が事例の選定から評価まで関わる事で介護支援専門員の後方支援が強化される。社会福祉士が司会を行い、保健師（看護師）、主任介護支援専門員、他の専門職と事例検討を行う事で、介護支援専門員が専門職の助言や情報提供により着眼点を増やし、個別支援の捉え方を拡げられ、個別課題の抽出の新たな見方を培っていく事が出来る。

### IV. 地域ケア推進会議

- ・地域ケア個別会議、地域ネットワーク会議、自立支援マネジメント会議を行う中、また利用者支援業務を行う中で、地域の課題を明らかにし、課題集約シートを作成、解決に向けた政策提言へつながる地域ケア推進会議に参画する。また地域の方が集まる「いきいきひらおか」に参加し、実際の地域の声を聴き地域課題を抽出する。

## 【一般介護予防事業】

### I. 地域介護予防活動支援

- ・コロナ禍においても、地域のつどい場が継続できるよう支援していく。会場の広さや収容人数の都合から感染対策がとれないなどの課題があれば、屋外での活動をしている団体があることや、実施回数を分けて分散した開催をするなどの情報提供を行う。

### II. いきいき百歳体操

- ・市の担当者と連携し、コロナ禍においても各団体の活動が継続できるよう出務して、感染対策を講じながら参加者が安全に安心して活動が継続できるように支援する。
- ・つどいがない地域や百歳体操を実施していない地域を中心に新たに立ち上げできるよう、連合町内会、単位町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ連合会と連携して普及啓発を行う。
- ・「いきいき百歳体操応援隊講座」が開催されればグループワーク時には参加し、介護予防や集いの場に関心がある地域住民がボランティアとして活躍の場が持てるよう支援する。

### III. 一次予防対象者

#### ① 『いきいきひらおか』

- ・平岡連合町内会、平岡民生委員・児童委員協議会、平岡連合老人クラブ、地域包括支援センターと共に運営しており、参加型の介護予防事業として毎月、平岡会館で実施している。開催前には「いきいきひらおか検討委員会」で各団体と事業の振り返りや評価、打ち合わせ、事業の方向性について検討している。感染予防対策と状況により、開催の有無やその内容を検討する。アンケートにより参加者の希望を確認し、体操・音楽・講話などの勉強会の企画し、介護予防の知識と参加者同士の交流に結び付けられるようにしていく。

#### ② 熟年！？男性のつどい・女性のつどい

- ・地域の各種団体に所属していない引きこもり傾向の人を対象に、「趣味」「活動」「学び」を通して、認知症予防・介護予防を行う。定例会を月1回開催しており、活動が定着出来るように支援していく。また地域に引きこもり傾向の人がいないか情報収集し声をかけ参加を促していく。社会福祉法人グランはりまとしての地域貢献を視野に入れての事業であり、参加者が主体的に取り組むように後方支援を行う。

### 【家族介護支援】

- ・参加者から対面実施の要望が多く、基本的には対面での実施を行う予定。感染拡大状況により対面での実施ができなくなった場合はオンラインでの実施に切り替えて最低でも月1以上の開催を行う。
- ・実施内容については参加者同士の話し合いを行うが、参加者の希望により内容の変更や外出企画など隨時行う。

### 【予防給付】

#### I. 介護予防ケアマネジメント

- ・利用者自身が地域と繋がり、社会資源を活用し、自己決定により活動性が広がるよう支援していく。
- ・ケアプランにおいて、課題分析が的確であり、達成可能な自立支援に向けた目標設定が出来ているか指導・助言していく。
- ・ケアプランにはセルフケアやインフォーマルサービスを積極的に取り入れていくよう指導・助言していく。
- ・開設当初から引き続き定期的に、ランチタイムを利用して個別ケースを検討するソーシャルワークの勉強会を開催し、課題の分析や情報提供を行い、生活機能の維持・改善により生活の質の確保・向上ができるように、再アセスメント・評価を行いスキルアップを図る。

#### II. 介護予防・生活支援サービス事業における基本チェックリストの実施

要介護（支援）認定更新時に希望のあった対象者に基本チェックリストを実施し、事業対象者・非該当者に対して事業説明を行い継続支援する。

【かこがわ南】

(様式第1号)

## 加古川市地域包括支援センター一年間事業実施計画書

(令和4年4月1日)

センター名	地域包括支援センターかこがわ南		事業開始年月日	H21年4月1日
所在地	加古川市別府町新野辺北町5丁目98 電話: 079-435-4468 (直通) FAX: 079-435-4469 (直通)			
併設施設	浜の宮松竹園居宅介護支援センター			
センター長	[REDACTED]	[REDACTED]	指定介護予防支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯	対応者	[REDACTED]

## 【職員体制】

包括的支援事業	職名	氏名	資格取得日
	保健師	[REDACTED]	[REDACTED]
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症地域支援推進員	[REDACTED]	[REDACTED]
指定介護予防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	看護師	[REDACTED]	0.5

**【基本方針】**

高齢者が、安心して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、総合相談窓口として支援を行います。市町村や介護、医療、福祉などの関係機関と連携し、地域の高齢者の健康、生活、財産、権利などを守る役割を果たしていきます。

**【年間事業計画】****【総合相談・権利擁護】**

- ・身近で相談しやすい高齢者の総合相談・支援の窓口として、高齢者や家族からの相談を受けて、迅速に対応する。そして、適切な助言、良質な情報を提供し、関係機関につないでいく。
- ・高齢者の尊厳と権利を守る為、障がい者基幹相談支援センターや成年後見センターとの連携を深め、制度の普及や広報活動を積極的に行う。また必要に応じて、社会資源に結び付け、地域におけるネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待に対する早期発見、適切な対応に努める。
- ・専門職は家族支援の大きな役割を担っており、他の地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待防止出前講座を開催する。6月に小規模多機能型居宅介護にて開催予定である。
- ・イトーヨーカドー加古川店で、介護・福祉なんでも相談会を毎月開催し、地域住民へ介護保険制度や地域包括支援センターの周知・啓発に努める。

**【包括的・継続的ケアマネジメント支援】**

- ・市で行われるケアプラン点検に主任介護支援専門員として参加し、ケアマネジャーの資質向上を目的として「自立支援」に資する適切なケアプランの確認や助言をする。
- ・エリアのケアマネジャーや主任ケアマネジャー交流会を開催し、情報交換や課題、悩みを話し合うための機会を継続して提供する。
- ・居宅介護支援事業所へ三職種が訪問し、地域包括と居宅介護支援事業所、お互いの課題や情報を交換する。コミュニケーションを通じて顔の見える関係作りに努める。

**【在宅医療・介護連携】**

- ・病院からの介護保険代行申請依頼や退院後の担当ケアマネジャーや介護サービスの調整に応じ、在宅復帰が円滑に行えるように連携の強化に努める。精神疾患に罹患している高齢者や家族の相談や8050問題にも適切に対応できるように、障がい者基幹相談支援センターや、ひきこもり相談支援センター等の機関との連携を深めていく。
- ・介護者のつどいでは、終活や人生会議（ACP：アドバンスケアプランニング）についての理解を深めるために、もしバナゲームを活用する。そして、介護を続けるために大切にしていることや望んでいることについて話し合う予定である。

**【生活支援体制整備】**

- ・生活支援体制整備事業第2層協議体は、ささえあい協議会の事務局である加古川市社会福祉協議会を主体に市・包括・別府町・尾上町住民共同で活動していく。
- ・別府町ささえあい協議会では、広域型サロンを年4回開催予定。参加者のモチベーションが向上する内容をメンバーで検討する。イベントの支援を行う。
- ・近隣との関係性の希薄化により、活動量が低下し、認知症の方や心身が不安定な人も増加している。今後は、別府町における見守り活動について、具体的なものを共に作成していくと考えている。
- ・介護サービスの種類や内容について地域住民への理解が十分にすすんでおらず、別府公民館にて7月か11月に講座や相談会を開催予定である。
- ・尾上町ささえあい協議会では、他地区の支え合い事業を学びながら、尾上町においての支え

合いの仕組み作りを検討していった。さらに昨年度立ち上がった、松風会館での「困りごと相談」をベースにボランティア募集も並行して行った。今後は、応募のあった2名のボランティアの活動の場や仕組みづくりを検討していく予定である。今年度も「困りごと相談」を受けながら、尾上町の住民が暮らしやすい地域づくりを検討していく。

### 【認知症総合支援】

- ・別府町新野辺第5町内会では認知症の独居高齢者が多く、住民に認知症の理解を深めていただくために高齢者見守り声かけ訓練を開催する。
- ・老人大学・手枕カレッジにて9月に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての病気の理解や関わり方を学んでもらう。
- ・浜の宮小学校の学生向けに認知症サポーター養成講座を1月に開催する。
- ・加古川市高齢者の日常生活支援サポーター養成研修として、6月に認知症サポーター養成講座を開催する。
- ・認知症地域支援推進員として、地域住民や学校、事業所に向けて、認知症の理解や接し方の普及啓発活動を行う。若年性認知症の情報交換会の内容については、市や県の社会福祉協議会の認知症家族の会と連携して検討する。地域包括かこがわの介護予防教室にて若年性認知症当事者の思いや経験を話してもらう支援を行う。
- ・認知症初期集中支援については、包括内で役割分担を行いながら、早期発見・適切な機関への紹介に努める。高齢者地域福祉課担当職員と同行訪問等で連携し、チーム員会議が開催された場合は、その後の状況も含めて、情報共有をする。
- ・認知症の人や家族、介護者の精神的な充実を図るために、関係者との繋がりも深め、活動する。また、東播認知症連絡協議会に出席し意見交換を行い、市や医師会と連携する。8月、2月に東播認知症教室の実施を予定している。
  
- ・認知症カフェ  
松竹園元気あっぷカフェはコロナ感染状況を鑑みながら開催予定。尾上元気あっぷカフェや松風カフェはコロナ禍での開催については、担い手である関係者のモチベーションが低下しないように連携しながら、共に考えていく。

### ・介護予防普及啓発

今年度は、サロン27か所中、2か所が自粛決定となる。その他は開催予定だが、今後のコロナウイルスの状況によっては自粛の可能性もある。開催時には、感染対策を強化し、サロンが円滑に開催できるように支援していきたい。

いきいき百歳体操にも積極的に参加し、代表者や参加者との交流を図る。その上で意見を聞き取り、今後も感染対策を取りながら、継続していけるように支援していきたい。

### 【地域ケア会議】

- ・高齢者の能力や維持向上を図る為、自立支援を目的とした自立支援マネジメント会議に年5回、その振り返りの会に年1回参加する。事例提供者と事前に話し合いを重ね、事後のフォローも丁寧に行う。
- ・地域住民やケアマネジャー等が支援に行き詰まりを感じている複雑で困難ケースに関しては、関係者で情報を共有し、解決の糸口を導き出す地域ケア個別会議を隨時開催する。

### 【一般介護予防事業】

- ・コロナウイルスのために、サロンを中止しているところもあるが、ほぼ再開しており、まん延防止等重点措置中でも開催するところがある。数年ぶりにサロン再開するところもある。開催にあたっては、会場や参加者の感染対策が不十分な所もあるため、感染対策について繰り返し説明し、感染予防に努めながらサロン開催していく予定である。

- ・介護予防の基本的な知識の普及啓発のため、保健師・看護師が継続してサロンに出務し、地域住民が主体となって実施出来るように側面から支えていく。地域の高齢者と交流を図ることで、安全・安心に在宅生活を送れるように支援していく。各サロンの強み・課題等を抽出検討し、課題解決に向けてサロン代表者への研修会を開催予定である。
- ・昨年に引き続きサロン・いきいき百歳体操等が立ち上がってない町内会を地区診断し、正しい知識を普及し、介護予防に貢献する。住民主体の介護予防事業開催につながるように理解・普及に努める。
- ・住民主体で開催されている「いきいき百歳体操」の会場に随時参加し、代表者・参加者の意見や思いを聞き、今後も継続できるように支援をする。また、地域の中での通いの場を求めている住民がいた際には情報提供を行い、住民一人ひとりが主体的に参加できる様に個人とのつながりを強化する。個別課題から地域課題を抽出し、高齢者支援のプロセスや解決方法を検討して、個人や地域に対して予防的な働きかけに努める。
- ・地域の中での通いの場を求めている住民には情報提供を行い、スムーズに参加できるように援助していく。

#### 【家族介護支援】

- ・現在介護をしている方や介護経験者が、悩み事を共有し、適切な介護知識・技術の習得ができるよう介護者の集いを開催する。また、新しい参加者が増えるように広報活動を積極的に行う。
- ・リフレッシュバス旅行に関しては、コロナ禍で中止せざるを得ない状況が続いている。今年度は開催時期を変更し10月に実施予定である。

【かこがわ北】

(様式第1号)

## 加古川市地域包括支援センター一年間事業実施計画書

(R4年4月1日)

## 【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ北		事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	カコガワシカンノチョウカンノ 加古川市神野町神野 186-10			
併設施設	電話: 079-430-5560 (直通・代表) FAX: 079-430-5561 (直通・代表)		順心会居宅介護支援センター加古川 順心かんの寿	順心会訪問看護ステーション加古川
センター長	[REDACTED]		指定介護予防支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	080-6220-1571	対応者	[REDACTED]

## 【職員体制】

包括的支援事業	職名	氏名	資格取得日
	保健師	[REDACTED]	[REDACTED]
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	社会福祉士	[REDACTED]	1.0
	社会福祉士	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	0.5
	事務員	[REDACTED]	0.5

**【基本方針】****1. 介護予防ケアマネジメント事業**

要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、生きがいや自己実現のための取り組みができるよう、また生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

**2. 総合相談・支援事業**

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う。

**3. 権利擁護事業**

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

**4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業**

介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員のネットワークづくり、実践力向上、関係機関との連携体制構築支援等に勤め後方支援を行う。

**【年間事業計画】****【総合相談・権利擁護】****総合相談**

1. 地域の総合相談・支援の窓口として、地域の高齢者やその家族等からの保健・福祉・介護等に関する相談を受け、適切な助言、支援を行い、相談者の抱える課題を解決する。
2. 相談内容から、専門的または緊急の対応が必要か否かを判断し、必要な情報を提供し、適切な専門機関やサービスへつなげる。緊急の対応が必要な場合は、市及び関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速な対応を行う。
3. 各種福祉サービスの利用にあたり、心身等の理由により手続きが困難な場合においては、必要に応じて代行申請などにより対応を行う。

**権利擁護**

1. 権利侵害を受けている高齢者に成年後見制度の活用と促進のため、普及や広報活動を継続して行う。成年後見制度の利用が必要と判断されるが適切な親族がない場合は、市に状況を報告し市長申立ての相談につなげていく。加古川市成年後見支援センターと連携し、認知症等で判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるように支援する。具体的な普及啓発として地域のサロンでの講話や介護支援専門員に周知を図る。成年後見制度ほか遺言等、職員も研修・事例検討会に参加し知識の向上に努める。
2. 高齢者虐待への対応について、早期発見に努め、通報を受けた場合は関係者から情報収集と訪問にて事実確認を行う。生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあるにも関わらず事実確認ができないときは、速やかに市と連携を図り居所への立ち入り調査・質問を行う。早期発見・早期対応の啓発活動として今年度も6包括の社会福祉士部会において市内の関連事業所職員を対象に虐待防止出前講座の実施を継続する。高齢者虐待支援者会議や研修会参加を通じて、虐待対応のスキルアップを図る。

3. 老人保健施設等への措置について、やむを得ない事由により保護の必要があり、老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、市と連携を図り必要な支援を行う。
4. 困難事例への対応について、センター職員で連携し対応策の検討を行い関係機関と連携を図り適切な支援を行う。また、必要に応じて地域ケア会議の開催を調整していく。
5. 消費者被害の防止について、未然に防止するため、消費生活センター等で最近の情報を収集し、サロン等を活用して住民や関係機関に情報を提供する。必要に応じて消費者センターの専門相談員と住民が直接情報交換できる場を設ける。

#### 【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

1. 介護支援専門員の研修を実施する。
  - ① 6包括合同の研修を年2回実施する。6月、2月に実施予定。
  - ② かこがわ北地区の介護支援専門員対象に研修会を開催する。  
「社会資源について」、「医療連携」、「災害対応研修」、「精神疾患への対応」、「意思決定支援」をテーマにした研修を実施する。
  - ③ 事例検討会を実施  
地域の介護支援専門員と連携し、主任介護支援専門員には事例検討会開催に向け企画・準備に参画してもらう。多問題を抱える事例や認知症をテーマに事例検討会を実施する。
2. 地域の介護支援専門員のネットワークの構築  
介護支援専門員相互間の情報交換等を行う場を設定する。
3. 介護支援専門員への後方支援
  - ① 地域の介護支援専門員から、ケアマネジメントや支援困難事例への対応等の相談を受け、支援方針の検討や関係機関や社会資源の紹介、連携を図り、高齢者への支援が継続できるようサポートする。
  - ② 医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築、社会資源の紹介等により、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

#### 【在宅医療・介護連携】

- 在宅療養を支える関係機関と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう努める。
1. 入退院時の支援として、適宜情報提供、医療機関や地域連携室等との連絡調整を行う。迅速な対応が必要な場合は、状況に応じた対応を行う。
  2. 市や関係団体が実施する会議や研修等に参加する。

#### 【生活支援体制整備】

- 市や社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと協力し、協議体に参画するとともに関係団体と連携を図る。
1. 両荘地区ささえあい協議会
  2. 加古川北ささえあい協議会

#### 【家族介護支援】

- 介護者のつどいを以下のように実施する。
1. 認知症や介護に関しての講義・実習を実施し、適切な介護知識・技術を普及する。
  2. 体験談をもとにした情報交換や介護者同士の交流を目的とした茶話会を開催し介護者の精神的な負担を軽減する。  
会の内容や介護の状況に応じて参加者を募り、参加者の要望に応じたつどいを随時開催する。
  3. 開催場所を増やし、多くの人が身近で通いやすいようにする。

**【予防給付】**

要支援の認定を受けた方、事業対象者の心身の状態の悪化を予防し、生活機能の維持向上のため介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う。

一部は指定居宅介護支援事業者に介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を委託し、その業務の中立・公平性が担保され、円滑に法令を遵守して遂行できているか、また、自立支援型マネジメントができているかをプランの評価の実施時に関与する。

自事業所でも同様のケアプランチェックをしていく。また、更新時、チェックリストからつながる事業対象者の介護予防ケアマネジメントを適切に対応していく。

(様式第1号)

## 加古川市地域包括支援センター一年間事業実施計画書

(令和4年4月1日)

## 【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ西	事業開始年月日	H21年4月1日
所在地	加古川市志方町細工所 1086 番地 電話: 079-452-2097 (直通) 代表) FAX: 079-452-5400 (直通) 代表)		
併設施設	養護老人ホーム鶴林園、特別養護老人ホーム鶴林園		
センター長		指定介護予防支援事業所の管理者	
常駐時間外の体制	電話転送先 鶴林園 079-452-0524	対応者	施設職員

## 【職員体制】

包括的支援事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師または看護師		
	"		
	社会福祉士		
	"		
	"		
	主任介護支援専門員		
	"		
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員		—
指定介護予防支援事業	(兼務)認知症地域支援推進員		—
	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員		1.0
	"		1.0
	"		0.8
	"		0.7
	"		0.5
	"		0.4
	"		0.3

**【基本方針】**

1. 地域包括支援センターにおける各事業の目的や意義、役割を理解し、地域貢献事業に邁進する。
2. 制度（根拠）に基づく事業運営を行う。
3. センターの活動を地域住民に幅広く広報する。

**【年間事業計画】****【総合相談・権利擁護】****1. 総合相談**

地域の総合相談窓口として、サロンや町内会で啓発することで、相談先を周知する。また、民生委員や町内会長等地域の方と連携を深めることで、支援を必要とする高齢者を早期に見出し、早期に対応する。

三職種間での情報共有や緊急度や困難性に応じてレベル分けし、主・副担当を決めて対応する。また、関係機関との連携を密にしながら、対応力を高めていく。

出張介護・福祉なんでも相談会を志方公民館、加古川西公民館で毎月1回実施する。民生委員や町内会、サロン、百歳体操などの活動団体等に幅広く相談会を広報し、相談者を増やしていく。

**2. 権利擁護**

消費者被害については、加古川市消費生活センターとも連携し、地域のサロンや町内会等を対象に「消費者被害防止に関する出前講座」を実施する他、センターの広報誌「西からの風」により、詐欺や悪質商法について地域住民に啓発、注意喚起を行う。

高齢者虐待については、地域住民やサービス事業所を対象として「高齢者虐待の防止」についての出前講座を実施し、早期発見、通報、問題解決につながるように啓発をしていく。また、統計的に多い認知症高齢者への虐待予防に重点を置き、出前講座や個別相談などを実施していく。

成年後見制度の利用支援については、市や成年後見支援センターと連携し受任決定までの時間短縮を図ることで、対象者の不利益を予防する。また、対象者の意思決定支援に重点を置いた支援を行う事で、成年後見が有効に利用できるようにする。

**【包括的・継続的ケアマネジメント支援】**

担当地域の居宅介護支援事業所へ定期巡回し介護支援専門員が抱える困難事例や課題の把握に努める。困難事例については、介護支援専門員の力量や課題に応じて三職種による助言や同行訪問、担当者会議への参加を行い必要に応じて多職種、多機関と連携を取りながら支援してゆく。さらには、複雑化する介護保険制度の周知や法令を遵守し事業運営が出来る様、介護保険制度最新情報の発信、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう情報の提供、介護支援専門員のニーズに応じた研修会開催等、介護支援専門員個々の実践力、資質向上の支援を行うことで地域全体の高齢者福祉の向上を図る。

コロナ禍の実情を踏まえ、オンラインによる研修会を推進し、相談や事例検討についても隨時行えるようにICTを活用する。

その他にも、加古川市が実施するケアプラン点検に同席し、自立支援に資するケアプランの作成技術や支援者支援についての学びを深め、支援者支援に活かしてゆく。

(1) 市内6包括合同研修会 2回 (テーマ未定)

(2) かこがわ西エリア内研修会 年5回予定

開催月	研修テーマ	場所
5月	自立支援の考え方・捉え方について	WEB研修
7月	コロナ禍における高齢者のメンタルヘルスサポート	WEB研修
9月	加古川市暮らしサポート相談の活用と連携	WEB研修
10月	家族信託の理解と活用	WEB研修

**【在宅医療・介護連携】**

地域の医療機関と連携し、退院後の支援や介護サービス等の必要な支援が迅速に行えるようにしていく。また、医療と介護の連携についての現状と課題について、市の医療・介護連携相談員と情報共有や連携を行い、課題解決に向けて協働する。

地域住民（町内会やサロン等）に対してACPの理解、普及のための出前講座を開催する。

**【生活支援体制整備】**

高齢者の生活支援及び介護予防の体制づくりに取り組む住民主体の活動団体や生活支援コーディネーターと連携を図り、志方町ささえあい協議会及び西公民館エリアささえあい協議会の活動を支援する。地域課題やコロナ禍における見守り活動の実態を参加者で共有し、解決に向けて住民主体で取り組むことが出来るように生活支援コーディネーターと連携し働きかけてゆく。また、総合相談や地域ケア会議などから見えてきた地域課題についても問題提起していきたい。

**【認知症総合支援】**

認知症相談センターとしての機能と役割を再確認し、「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム員」を中心に認知症相談対応や認知症理解についての啓発に努める。

特にエリア内の事業所職員に対しては、「認知症出前講座」を行い、認知症の理解を深めるなど、啓発に努める。また、コロナ禍でも安心して開催できるようにオンラインを活用した研修も企画・提案する。（2事業所以上実施する）

認知症サポートー養成講座については、キャラバンメイトかこがわ西グループで連絡会を開催し、令和4年度の活動内容について話し合い、計画を立案する。

認知症地域支援推進員は、認知症キャラバンメイトや認知症カフェスタッフと協働し、認知症サポートー養成講座やステップアップ研修を受講した人を対象に、チームオレンジとして活躍できる場（認知症カフェなど）を調整していく。

見守りSOSネットワーク登録については、見守りタグ助成申請時に登録を打診し、登録を通じて地域でどのように見守りをしていくのかを前向きに検討する機会を持ち、町内会組織や民生委員、近隣住民等に対して認知症の理解を促進させる働きかけ（認知症サポートー養成講座など）を行う。また、介護職員や介護支援専門員などからも状況を聞き取り、必要な支援を行うと同時に地域のネットワークや見守り等の実態についても把握する。

地域住民や多職種からなる「WESTねっと」やあさがお会による「あさがおカフェ」（認知症カフェ）への継続的支援を行い、地域の支援者やボランティアのネットワークを拡げると共に支援が必要な高齢者の早期発見につなげる。

**【地域ケア会議】**

支援困難事例については、積極的に個別課題解決型の地域ケア会議を開催し、町内会組織や民生委員、地域活動団体等と情報共有や支援の役割分担、方向性の確認を行っていく。個別課題解決型の地域ケア会議を複数回開催した地域を対象に「地域支援ネットワーク会議」の開催呼びかけを行っていく。地域ケア会議の内容を志方町及び西公民館エリアささえあい協議会に地域課題として取り上げ、広域ネットワーク等による支援につなげていきたい。

自立支援マネジメント会議においては、事例提出者（ケアマネジャー）の気づきや自立支援の視点づくりの目的が達成されるように事前打合せを丁寧に行う等、後方支援に注力する。

**【一般介護予防事業】**

コロナ禍における新しい生活様式に応じたサロン運営支援を引き続き行う。新型コロナウイルス感染症予防対策等により1年間休止する5団体においては、代表者と定期的に連絡を取り、介護予防啓発のリーフレット配布などを行い、地域との関係性が途切れないようとする。また、サ

ロンでのいきいき百歳体操体験会実施や民生委員等へアプローチをし、いきいき百歳体操の立ち上げ支援を行なっていく。通いの場のない地域においては、グランドゴルフや老人会活動などの場を利用し、介護予防啓発・普及を行なっていく。また、いきいき百歳体操など高齢者サロン以外の地域の集いの場に積極的に訪問し、地域包括支援センターの役割や介護予防の基本的な知識についてセンターの広報誌「西からの風」やリーフレットなどを使用して普及啓発する。

### 【家族介護支援】

現在介護されている方、介護をする予定のある方を対象に介護者のつどいを開催する。昨年度はコロナ感染予防のため講義形式としていたが、座談会を希望される声が多くたため、今年度は感染対策を取りつつ、座談会を取り入れていくこととする。

#### (1) 介護者のつどい

開催日	内 容	場 所
5/12 (木)	PTによる腰痛予防、介護方法	志方公民館
7/14 (木)	薬の話（飲み方の基礎知識など）	加古川西公民館
9/ 8 (木)	入所施設の選び方・座談会	加古川西公民館
11/10 (木)	おむつの選び方と使い方・座談会	加古川西公民館
1/31 (火)	健康栄養補助食品の選び方・座談会	加古川西公民館
3/9 (木)	ACP 在宅での看取り・緩和ケア・座談会	加古川西公民館

### 【予防給付】

自立支援型の適切なケアマネジメントが実施できるように自立支援ケアマネジメント会議の開催やケアプラン作成技術指導を行う。また、市とも連携しながら複雑化する介護保険制度の周知や法令遵守がされるようにケアプランを確認する。

介護予防プラン作成についての研修会を開催し、チェックリストを有効活用した目標志向型のケアプラン作成ができるようにしていく。

インフォーマルサービスを積極的に活用することができるよう介護支援専門員を通じて地域の社会資源の情報提供を行う。

公正・中立性に配慮しながら、居宅介護支援事業所への委託を推進する。